

成績評価等に関するガイドライン

(令和3年12月23日 副学長(教育学生担当)裁定)

このガイドラインは、山口大学における成績評価を適切に実施し、教育の質を保証するため、必要な事項を定めるものとする。

(1) 成績評価基準

・授業担当教員は、学位授与方針及び教育課程方針を踏まえ、シラバス等で示された授業の到達目標の達成度によって、以下の表のとおり評価を行う。

評価	評点	評価基準
秀	100～90点	授業の到達目標を十分に達成した上で、極めて優秀な成績を修めている
優	89～80点	授業の到達目標を十分に達成している。
良	79～70点	授業の到達目標を達成している。
可	69～60点	授業の到達目標を最低限達成している。
不可	59～0点	授業の到達目標を達成していない。

- ・評語による評価を含めて単位認定する認定科目も同様とする。
- ・演習、実験、実習及び特に定める科目などについては、部局ごとに別に評価基準を定めることができる。
- ・共同教育課程、国際連携教育課程については、別に評価基準を定めることができる。

(2) 成績評価における授業担当教員の留意事項

- ・学位授与方針及び教育課程方針に基づいた成績評価法による客観性のある評価を行うよう留意する。
- ・授業の到達目標の到達を測定するために相応した成績評価方法を用いるように留意する。
- ・複数クラスで複数教員が担当する授業では、成績評価の公平性を確保するために、予め評価基準を教員間で共有するように留意する。

(3) 成績評価における各部局の確認体制

- ・各部局の長は、成績評価の分布に著しい偏りがなく適切であるか確認を行い、「秀」や「不可」に著しく評価が偏るような授業がある場合、当該授業の到達目標、授業内容及び成績評価方法等が適切であるか確認を行うものとする。
- ・各部局の長は、個人指導等が中心となる授業について、成績評価の客観性を担保するための措置がとられているか確認し、措置が確認できない場合は必要な措置を講ずるものとする。
- ・各部局の長は、成績評価の分布を確認した結果については、「山口大学における教育活動等の内部質保証に関する要綱」及び「山口大学における教育活動等の内部質保証の評価方法等に関する実施要領」に基づいて評価・改善につなげるものとする。

適用日

このガイドラインは、令和4年4月1日より適用するものとする。